

医学教育分野別評価
評価報告書（確定版）

受審大学名 産業医科大学医学部医学科
評価実施年度 2022 年度
作成日 2023 年 9 月 15 日

一般社団法人 日本医学教育評価機構

はじめに

医学教育分野別評価基準日本版 Ver.2.33 をもとに産業医科大学医学部医学科の分野別評価を 2022 年に行った。評価は利益相反のない 7 名の評価員によって行われた。評価においては、2022 年 7 月に提出された自己点検評価報告書を精査した後、2022 年 9 月 26 日～9 月 30 日にかけて実地調査を実施した。産業医科大学医学部医学科における質疑応答、学生、研修医および教員との面談、講義、実習、施設等の視察結果を踏まえ、ここに評価報告書を提出する。

総評

産業医科大学医学部医学科では、「医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育及び研究を行い、労働環境と健康に関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成に寄与すること」を建学の使命とし、初代学長の掲げた「建学の使命」を教育理念として医学教育に取り組んでいる。また、大学の歴史を背景に、「医学を産業社会の中でより深く、より広い視野から考えることのできる人間性豊かな産業医を養成する」ことを特徴とした医学教育を実践しており、産業医学の振興と資質の高い産業医の育成を目指し、医学教育を構築し教育改善に努めている。

本評価報告書では、産業医科大学医学部医学科のこれまでの改革実行と今後の改革計画を踏まえ、国際基準をもとに評価を行った結果を報告する。

評価は現在において実施されている教育について行った。産業医科大学医学部医学科では大学の目的および使命に基づき、産業医を養成するカリキュラムが 6 年間一貫して編成されていることは評価できる。また、卒前教育から卒後の産業医学教育の連携、学生へのカウンセリング制度、「産業医学現場実習」の実施についても評価できる。

一方で、学修成果を基盤としたカリキュラムの整備、学生の患者情報へのアクセスと診療参加型臨床実習のより一層の充実、学修成果の達成度の段階的な評価、学生の各種委員会への参画、教員の業績のモニタ、教育プログラムのモニタと評価、教学に関する各委員会および組織の位置づけと責任範囲などに課題を残している。「IR 推進センター」、「医学教育改革推進センター」の活動が実質化することにより、質保証に係る課題の改善が十分期待されるが、今後ともさらなる検討が必要である。

基準の適合についての評価結果は、36 の下位領域の中で、基本的水準は 20 項目が適合、16 項目が部分的適合、0 項目が不適合、質的向上のための水準は 20 項目が適合、15 項目が部分的適合、0 項目が不適合、1 項目が評価を実施せずであった。なお、領域 9 の「質的向上のための水準」については今後の改良計画にかかるため、現状を評価することが分野別評価の趣旨であることから、今回は「評価を実施せず」とした。

評価チーム

主査	山脇 正永
副査	泉 美貴
評価員	安倍 博
	梅村 和夫
	小林 宣道
	首藤 太一
	横平 政直

1. 使命と学修成果

概評

学修成果に、産業医学を含め、国際保健について詳細に記載されていることは評価できる。

学修成果について、学生と教員へ確実に周知すべきである。使命と目標とする学修成果の策定にかかわるプログラム評価委員会、カリキュラム委員会に、より多くの学生が参画すべきである。使命と目標とする学修成果の策定には、より広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取することが期待される。

1.1 使命

基本的水準： 適合

医学部は、

- 学部の使命を明示しなくてはならない。(B 1.1.1)
- 大学の構成員ならびに医療と保健に関わる分野の関係者にその使命を示さなくてはならない。(B 1.1.2)
- その使命のなかで医師を養成する目的と教育指針として以下の内容の概略を定めなくてはならない。
 - 学部教育としての専門的実践力(B 1.1.3)
 - 将来さまざまな医療の専門領域に進むための適切な基本(B 1.1.4)
 - 医師として定められた役割を担う能力(B 1.1.5)
 - 卒後の教育への準備(B 1.1.6)
 - 生涯学習への継続(B 1.1.7)
- その使命に社会の保健・健康維持に対する要請、医療制度からの要請、およびその他の社会的責任を包含しなくてはならない。(B 1.1.8)

特記すべき良い点（特色）

- 「産業医科大学学則」に使命が記載され、これを補完するものとして教育研究上の目的（ミッション）、建学の使命、ディプロマ・ポリシーが規定されている。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- その使命に以下の内容が包含されているべきである。
 - 医学研究の達成(Q 1.1.1)
 - 国際的健康、医療の観点(Q 1.1.2)

特記すべき良い点（特色）

- 産業医学に関する医学研究の達成や国際的健康、医療の観点を使命に盛り込んで

いる。

改善のための示唆

- ・ なし

1.2 大学の自律性および教育・研究の自由

基本的水準： 適合

医学部は、

- 責任ある立場の教職員および管理運営者が、組織として自律性を持って教育施策を構築し、実施しなければならない。特に以下の内容を含まなければならない。
 - カリキュラムの作成(B 1.2.1)
 - カリキュラムを実施するために配分された資源の活用(B 1.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 「講座等のあり方検討委員会」や「教員組織の編制方針」に基づき、医学部が自律的に教員組織の編制を図っている。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、以下について教員ならびに学生の教育・研究の自由を保障すべきである。

- 現行カリキュラムに関する検討(Q 1.2.1)
- カリキュラムを過剰にしない範囲で、特定の教育科目の教育向上のために最新の研究結果を探索し、利用すること(Q 1.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 産業医学分野における最新の研究結果を学生教育に反映させている。

改善のための示唆

- ・ なし

1.3 学修成果

基本的水準： 適合

医学部は、

- 意図した学修成果を定めなければならない。それは、学生が卒業時までにはその達成を示すべきものである。それらの成果は、以下と関連しなくてはならない。
 - 卒前教育で達成すべき基本的知識・技能・態度(B 1.3.1)
 - 将来にどの医学専門領域にも進むことができる適切な基本(B 1.3.2)

- 保健医療機関での将来的な役割(B 1.3.3)
- 卒後研修(B 1.3.4)
- 生涯学習への意識と学修技能(B 1.3.5)
- 地域医療からの要請、医療制度からの要請、そして社会的責任(B 1.3.6)
- 学生が学生同士、教員、医療従事者、患者、およびその家族を尊重し適切な行動をとることを確実に修得させなければならない。(B 1.3.7)
- 学修成果を周知しなくてはならない。(B 1.3.8)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 学修成果（コンピテンス・コンピテンシー）について、学生と教員へ確実に周知すべきである。

質的向上のための水準：適合

医学部は、

- 卒業時の学修成果と卒後研修終了時の学修成果をそれぞれ明確にし、両者を関連づけるべきである。(Q 1.3.1)
- 医学研究に関して目指す学修成果を定めるべきである。(Q 1.3.2)
- 国際保健に関して目指す学修成果について注目すべきである。(Q 1.3.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 学修成果に、産業医学を含め、国際保健について詳細に記載されていることは評価できる。

改善のための示唆

- ・ なし

1.4 使命と成果策定への参画

基本的水準：部分的適合

医学部は、

- 使命と目標とする学修成果の策定には、教育に関わる主要な構成者が参画しなければならない。(B 1.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 使命と目標とする学修成果の策定にかかわるプログラム評価委員会、カリキュラム委員会に、より多くの学生が参画すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 使命と目標とする学修成果の策定には、広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取すべきである。(Q 1.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 使命と目標とする学修成果の策定には、より広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取することが期待される。

2. 教育プログラム

概評

大学の目的および使命に基づき、産業医を養成するカリキュラムが6年間一貫して編成されていることは評価できる。卒前教育と卒後の「産業医学卒後修練課程」との間の連携が適切に行われていることは、評価できる。

学生が自分の学修成果の進捗状況を常に理解できるカリキュラムと教授方法/学修方法を整えるべきである。行動科学、社会医学、医療倫理学は、それぞれに責任者を定め、学修内容を整理し実践すべきである。診療参加型臨床実習の期間と内容を、より充実すべきである。意図した学修成果を関連づけて教育科目の教育範囲、教育内容、教育期間を総合的に見直し明示すべきである。関連する科目の水平的統合・垂直的統合を一層推進し、効果的な教育体系を構築することが望まれる。教育カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つ委員会により多くの学生を含むべきである。

2.1 教育プログラムの構成

基本的水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムを定めなければならない。(B 2.1.1)
- 学生が自分の学修過程に責任を持てるように、学修意欲を刺激し、準備を促して、学生を支援するようなカリキュラムや教授方法/学修方法を採用しなければならない。(B 2.1.2)
- カリキュラムは平等の原則に基づいて提供されなければならない。(B 2.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 大学の目的および使命に基づき、産業医を養成するカリキュラムが6年間一貫して編成されていることは評価できる。

改善のための助言

- 学生が自分の学修成果の進捗状況を常に理解できるカリキュラムと教授方法/学修方法を整えるべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 生涯学習につながるカリキュラムを設定すべきである。(Q 2.1.1)

特記すべき良い点（特色）

- 産業医学に関する生涯教育のカリキュラムが設定されている。

改善のための示唆

- 生涯学習につながるよう、アクティブ・ラーニングを用いたカリキュラムをより一層導入することが望まれる。

2.2 科学的方法

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラムを通して以下を教育しなくてはならない。
 - 分析的で批判的思考を含む、科学的手法の原理(B 2.2.1)
 - 医学研究の手法(B 2.2.2)
 - EBM(科学的根拠に基づく医学)(B 2.2.3)

特記すべき良い点 (特色)

- なし

改善のための助言

- 臨床実習の現場でEBMの教育を確実に行うべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムに大学独自の、あるいは先端的な研究の要素を含むべきである。(Q 2.2.1)

特記すべき良い点 (特色)

- 「産業生態科学研究所」の教員も参画し、最新の産業医学分野の知識や実務を教育している。

改善のための示唆

- なし

2.3 基礎医学

基本的水準： 適合

医学部は、

- 以下を理解するのに役立つよう、カリキュラムの中で基礎医学のあり方を定義し、実践しなければならない。
 - 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な科学的知見(B 2.3.1)
 - 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な概念と手法(B 2.3.2)

特記すべき良い点 (特色)

- なし

改善のための助言

- ・ 基礎医学は、臨床医学を修得し応用するのに必要な基本的な科学的知見、概念および手法を理解するために役立つという観点から定義し、実践すべきである。

質的向上のための水準：適合

医学部は、

- ・ カリキュラムに以下の項目を反映させるべきである。
 - ・ 科学的、技術的、臨床的進歩(Q 2.3.1)
 - ・ 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されること(Q 2.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 科学的進歩について、人工知能、新興感染症、遺伝子診断、医用工学、原発事故など、現在および将来的に社会において必要になることをカリキュラムに反映させている。

改善のための示唆

- ・ なし

2.4 行動科学と社会医学、医療倫理学と医療法学

基本的水準：部分的適合

医学部は、

- ・ カリキュラムに以下を定め、実践しなければならない。
 - ・ 行動科学(B 2.4.1)
 - ・ 社会医学(B 2.4.2)
 - ・ 医療倫理学(B 2.4.3)
 - ・ 医療法学(B 2.4.4)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 行動科学および社会医学の「メドレーカリキュラム」について、それぞれの統括責任者を定め、学修内容の一貫性を担保し、実践すべきである。
- ・ 医療倫理学について、責任者を定め、6年間を通じた学修内容を整理し、実践すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 行動科学、社会医学、医療倫理学、医療法学に関し以下に従ってカリキュラムを調整および修正すべきである。
 - 科学的、技術的そして臨床的進歩(Q 2.4.1)
 - 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されること(Q 2.4.2)
 - 人口動態や文化の変化(Q 2.4.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 行動科学、社会医学、医療倫理学のカリキュラムを、科学的、技術的そして臨床的進歩に合わせて調整および修正することが望まれる。

2.5 臨床医学と技能

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 臨床医学について、学生が以下を確実に実践できるようにカリキュラムを定め実践しなければならない。
 - 卒業後に適切な医療的責務を果たせるように十分な知識、臨床技能、医療専門職としての技能の修得(B 2.5.1)
 - 臨床現場において、計画的に患者と接する教育プログラムを教育期間中に十分持つこと(B 2.5.2)
 - 健康増進と予防医学の体験(B 2.5.3)
- 重要な診療科で学修する時間を定めなくてはならない。(B 2.5.4)
- 患者安全に配慮した臨床実習を構築しなくてはならない。(B 2.5.5)

特記すべき良い点（特色）

- 健康増進と予防医学の体験を、6年間を通じて実践していることは評価できる。

改善のための助言

- 臨床現場において、計画的に患者と接する教育プログラムを十分持つべきである。
- 臨床実習は、すべての重要な診療科で十分な期間実施すべきである。
- 診療参加型臨床実習の期間と内容をより充実すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 臨床医学教育のカリキュラムを以下に従って調整、修正すべきである。

- 科学、技術および臨床の進歩(Q 2.5.1)
- 現在および、将来において社会や医療制度上必要となること(Q 2.5.2)
- 全ての学生が早期から患者と接触する機会を持ち、徐々に実際の患者診療への参画を深めていくべきである。(Q 2.5.3)
- 教育プログラムの進行に合わせ、さまざまな臨床技能教育が行われるように教育計画を構築すべきである。(Q 2.5.4)

特記すべき良い点 (特色)

- なし

改善のための示唆

- 早期から患者と接触する機会を持ち、徐々に患者診療への参画を深めていくことが期待される。
- さまざまな臨床技能教育が行われるように、シミュレーション教育を早期から十分に実施することが望まれる。

2.6 教育プログラムの構造、構成と教育期間

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 基礎医学、行動科学、社会医学および臨床医学を適切な関連と配分で構成し、教育範囲、教育内容、教育科目の実施順序を明示しなくてはならない。(B 2.6.1)

特記すべき良い点 (特色)

- なし

改善のための助言

- 意図した学修成果を関連づけて教育科目の教育範囲、教育内容、教育期間を総合的に見直し明示すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、カリキュラムで以下のことを確実に実施すべきである。

- 関連する科学・学問領域および課題の水平的統合(Q 2.6.1)
- 基礎医学、行動科学および社会医学と臨床医学の垂直的統合(Q 2.6.2)
- 教育プログラムとして、中核となる必修科目だけでなく、選択科目も、必修科目との配分を考慮して設定すること(Q 2.6.3)
- 補完医療との接点を持つこと(Q 2.6.4)

特記すべき良い点 (特色)

- 関連する科学・学問領域および課題ごとに「水平垂直統合会議」が開催されている。

改善のための示唆

- ・ 関連する科目の水平的統合・垂直的統合を一層促進し、効果的な教育体系を構築することが望まれる。

2.7 教育プログラム管理

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 学修成果を達成するために、学長・医学部長など教育の責任者の下で、教育カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つカリキュラム委員会を設置しなければならない。(B 2.7.1)
- ・ カリキュラム委員会の構成委員には、教員と学生の代表を含まなくてはならない。(B 2.7.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ カリキュラムの立案はカリキュラム委員会が、カリキュラムの実施は教務委員会が担っている。

改善のための助言

- ・ 教育カリキュラムの実施に責任と権限を持つ委員会に学生の代表を含むべきである。
- ・ 教育カリキュラムの立案に関する委員会により多くの学生を含むべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ カリキュラム委員会を中心にして、教育カリキュラムの改善を計画し、実施すべきである。(Q 2.7.1)
- ・ カリキュラム委員会に教員と学生以外の広い範囲の教育の関係者の代表を含むべきである。(Q 2.7.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 教育カリキュラムの立案と実施に関する委員会に、より広い範囲の教育の関係者の代表を含むことが望まれる。

2.8 臨床実践と医療制度の連携

基本的水準： 適合

医学部は、

- 卒前教育と卒後の教育・臨床実践との間の連携を適切に行われなければならない。
(B 2.8.1)

特記すべき良い点（特色）

- 卒前教育と卒後の「産業医学卒後修練課程」との間の連携が適切に行われていることは、評価できる。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラム委員会を通じて以下のことを確実に行うべきである。
 - 卒業生が将来働く環境からの情報を得て、教育プログラムを適切に改良すること
(Q 2.8.1)
 - 教育プログラムの改良には、地域や社会の意見を取り入れること(Q 2.8.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 教育プログラムの改良には、地域や社会の意見を取り入れることが望まれる。

3. 学生の評価

概評

新カリキュラムで、各科目の定期試験を廃止し、形成的評価としての小テスト、レポートなどを導入した。

学生の知識、技能および態度を確実に評価し、学年ごとに学修成果の達成をモニタすべきである。様々な評価方法と形式をそれぞれの評価有用性に合わせて活用すべきである。技能、態度の評価方法の信頼性と妥当性を検証することが期待される。臨床実習に、mini-CEX、患者や多職種による360度評価などの多様な評価法をさらに多くの科で導入することが期待される。学修成果の達成度を段階的に評価し、学生の学修を促進する評価を実践すべきである。科目ごとの試験が学生の負担にならないように、時期や方法を適切に定めることが期待される。

3.1 評価方法

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学生の評価について、原理、方法および実施を定め開示しなくてはならない。開示すべき内容には、合格基準、進級基準、および追再試の回数が含まれる。(B 3.1.1)
- 知識、技能および態度を含む評価を確実に実施しなくてはならない。(B 3.1.2)
- 様々な評価方法と形式を、それぞれの評価有用性に合わせて活用しなくてはならない。(B 3.1.3)
- 評価方法および結果に利益相反が生じないようにしなくてはならない。(B 3.1.4)
- 評価が外部の専門家によって精密に吟味されなくてはならない。(B 3.1.5)
- 評価結果に対して疑義申し立て制度を用いなければならない。(B 3.1.6)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 学生の知識、技能および態度を確実に評価し、ポートフォリオ等を用いて学年ごとに学修成果の達成をモニタすべきである。
- 様々な評価方法と形式をそれぞれの評価有用性に合わせて活用すべきである。
- 評価を外部の専門家によってより精密に吟味されるべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 評価方法の信頼性と妥当性を検証し、明示すべきである。(Q 3.1.1)
- 必要に合わせて新しい評価法を導入すべきである。(Q 3.1.2)
- 外部評価者の活用を進めるべきである。(Q 3.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 技能、態度の評価方法の信頼性と妥当性を検証することが期待される。
- ・ 臨床実習に、mini-CEX、患者や多職種による360度評価などの多様な評価法をさらに多くの科で導入することが期待される。

3.2 評価と学修との関連

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 評価の原理、方法を用いて以下を実現する評価を実践しなくてはならない。
 - 目標とする学修成果と教育方法に整合した評価である。(B 3.2.1)
 - 目標とする学修成果を学生が達成していることを保証する評価である。(B 3.2.2)
 - 学生の学修を促進する評価である。(B 3.2.3)
 - 形成的評価と総括的評価の適切な比重により、学生の学修と教育進度の判定の指針となる評価である。(B 3.2.4)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 新カリキュラムで、各科目の定期試験を廃止し、形成的評価としての小テスト、レポートなどを導入した。

改善のための助言

- ・ 学生が学修成果を達成していることを保証する評価を実践すべきである。
- ・ 学修成果の達成度を段階的に評価し、学生の学修を促進する評価を実践すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 基本的知識の修得と統合的学修を促進するために、カリキュラム(教育)単位ごとに試験の回数と方法(特性)を適切に定めるべきである。(Q 3.2.1)
- 学生に対して、評価結果に基づいた時機を得た、具体的、建設的、そして公正なフィードバックを行うべきである。(Q 3.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 科目ごとの試験が学生の負担にならないよう、時期や方法を適切に定めることが期待される。
- ・ 形成的評価としての小テストやレポートを学生にフィードバックすることが期待

される。

4. 学生

概評

さまざまなカウンセリング制度により学生を支援していることは評価できる。複数の経済的支援制度を設けていることは評価できる。産業医についてのキャリアガイダンスや進路支援を行っていることも評価できる。

身体に不自由がある学生の入学について、方針を定めるべきである。入学決定に対する疑義申し立て制度を設けて、明示することが望まれる。学生が、使命の策定や教育プログラムの策定、管理、評価を審議する委員会に参加し、適切に議論に加わるべきである。

4.1 入学方針と入学選抜

基本的水準： 適合

医学部は、

- 学生の選抜方法についての明確な記載を含め、客観性の原則に基づいて入学方針を策定し、履行しなければならない。(B 4.1.1)
- 身体に不自由がある学生の入学について、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.2)
- 国内外の他の学部や機関からの学生の転編入については、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 学生の選抜について、地域偏在に考慮した学校推薦型選抜や総合型選抜などの多彩な方法で実施している。

改善のための助言

- 身体に不自由がある学生の入学について、方針を定めるべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 選抜と、医学部の使命、教育プログラムならびに卒業時に期待される能力との関連を述べるべきである。(Q 4.1.1)
- アドミッション・ポリシー(入学方針)を定期的に見直すべきである。(Q 4.1.2)
- 入学決定に対する疑義申し立て制度を採用すべきである。(Q 4.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 産業医養成を目的とするディプロマ・ポリシーに基づいて、アドミッション・ポリシーが策定され、学生の選抜が実施されている。

改善のための示唆

- 入学決定に対する疑義申し立て制度を設けて、明示することが望まれる。

4.2 学生の受け入れ

基本的水準： 適合

医学部は、

- 入学者数を明確にし、教育プログラムの全段階における教育能力と関連づけなければならない。(B 4.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 他の教育関係者とも協議して入学者の数と資質を定期的に見直すべきである。そして、地域や社会からの健康に対する要請に合うように調整すべきである。(Q 4.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- 入学者の数および資質は、社会からの産業医の要請に合うよう調整されている。

改善のための示唆

- なし

4.3 学生のカウンセリングと支援

基本的水準： 適合

医学部および大学は、

- 学生を対象とした学修上の問題に対するカウンセリング制度を設けなければならない。(B 4.3.1)
- 社会的、経済的、および個人的事情に対応して学生を支援するプログラムを提供しなければならない。(B 4.3.2)
- 学生の支援に必要な資源を配分しなければならない。(B 4.3.3)
- カウンセリングと支援に関する守秘を保障しなければならない。(B 4.3.4)

特記すべき良い点（特色）

- さまざまなカウンセリング制度により学生を支援していることは評価できる。
- 複数の経済的支援制度を設けていることは評価できる。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 学生の教育進度に基づいて学修上のカウンセリングを提供すべきである。(Q 4.3.1)
- 学修上のカウンセリングを提供するには、キャリアガイダンスとプランニングも含めるべきである。(Q 4.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 産業医についてのキャリアガイダンスや進路支援を行っていることは評価できる。

改善のための示唆

- ・ なし

4.4 学生の参加

基本的水準： 部分的適合

医学部は、学生が下記の事項を審議する委員会に学生の代表として参加し、適切に議論に加わることを規定し、履行しなければならない。

- 使命の策定(B 4.4.1)
- 教育プログラムの策定(B 4.4.2)
- 教育プログラムの管理(B 4.4.3)
- 教育プログラムの評価(B 4.4.4)
- その他、学生に関する諸事項(B 4.4.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 学生が、使命の策定や教育プログラムの策定、管理、評価を審議する委員会に参加し、適切に議論に加わるべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 学生の活動と学生組織を奨励すべきである。(Q 4.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

5. 教員

概評

教員募集にあたって、「優れた産業医・産業保健専門職の養成と産業医学の振興を図る」という目的が明確化されている。

基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員の責任を明示し、その活動をモニタすべきある。管理職に占める女性の割合に関する目標を確実に達成すべきである。教育、研究、診療の職務間のバランス、およびその活動における業績を年次ごとに評価すべきである。学内外の教員がカリキュラム全体を十分に理解できるよう、研修、能力開発、および支援を実施すべきである。

5.1 募集と選抜方針

基本的水準： 適合

医学部は、

- 教員の募集と選抜方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - 医学と医学以外の教員間のバランス、常勤および非常勤の教員間のバランス、教員と一般職員間のバランスを含め、適切にカリキュラムを実施するために求められる基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員のタイプ、責任、バランスを概説しなければならない。(B 5.1.1)
 - 教育、研究、診療の役割のバランスを含め、学術的、教育的、および臨床的な業績の判定水準を明示しなければならない。(B 5.1.2)
 - 基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員の責任を明示し、その活動をモニタしなければならない。(B 5.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 「教員組織の編制方針」に基づき、「教育研究質保証推進委員会」および「講座等のあり方検討委員会」において、教員組織の適切性について評価を行っている。

改善のための助言

- 基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員の責任を明示し、その活動をモニタすべきある。
- 管理職に占める女性の割合に関する目標を確実に達成すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教員の募集および選抜の方針において、以下の評価基準を考慮すべきである。
 - その地域に固有の重大な問題を含め、医学部の使命との関連性(Q 5.1.1)
 - 経済的事項(Q 5.1.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 教員募集にあたって、「優れた産業医・産業保健専門職の養成と産業医学の振興を図る」という目的が明確化されている。

改善のための示唆

- ・ なし

5.2 教員の活動と能力開発

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 教員の活動と能力開発に関する方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - ・ 教育、研究、診療の職務間のバランスを考慮する。(B 5.2.1)
 - ・ 教育、研究、診療の活動における学術的業績の認識を行う。(B 5.2.2)
 - ・ 診療と研究の活動が教育活動に活用されている。(B 5.2.3)
 - ・ 個々の教員はカリキュラム全体を十分に理解しなければならない。(B 5.2.4)
 - ・ 教員の研修、能力開発、支援、評価が含まれている。(B 5.2.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 教育、研究、診療の職務間のバランス、およびその活動における業績を年次ごとに評価すべきである。
- ・ 学内外の教員がカリキュラム全体を十分に理解できるよう、研修、能力開発、および支援を実施すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ カリキュラムのそれぞれの構成に関連して教員と学生の比率を考慮すべきである。(Q 5.2.1)
- ・ 教員の昇進の方針を策定して履行するべきである。(Q 5.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 「講座等のあり方検討委員会」において、教員と学生の比率が考慮されている。

改善のための示唆

- ・ なし

6. 教育資源

概評

学生を全国の事業所に派遣して行う「産業医学現場実習」を取り入れ、全国の産業医が非常勤講師として学生を指導していることは評価できる。

各学生が適切な臨床経験を積めるように、臨床実習で実際に経験できる疾患および患者数を把握し、十分な臨床資源を確保施設ごとに把握すべきである。地域住民のニーズを把握し、大学および学外の臨床実習施設を評価、整備、改善することが期待される。臨床実習において、学生が患者情報にアクセスし、適切に利用できることが望まれる。カリキュラム開発や教育技法および評価方法の開発について、教育専門家としての「医学教育改革推進センター」の利用についての方針を策定し、履行すべきである。国内外の他教育機関との交流をより一層充実すべきである。

6.1 施設・設備

基本的水準： 適合

医学部は、

- 教職員と学生のための施設・設備を十分に整備して、カリキュラムが適切に実施されることを保障しなければならない。(B 6.1.1)
- 教職員、学生、患者とその家族にとって安全な学修環境を確保しなければならない。(B 6.1.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 「産業生態科学研究所」が設置され、産業医学の研究教育に活用されている。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教育実践の発展に合わせて施設・設備を定期的に更新、改修、拡充し、学修環境を改善すべきである。(Q 6.1.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 臨床実習学生用の学生実習室が整備された「急性期診療棟」を建設中である。

改善のための示唆

- ・ なし

6.2 臨床実習の資源

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学生が適切な臨床経験を積めるように以下の必要な資源を十分に確保しなければならない。
 - 患者数と疾患分類(B 6.2.1)
 - 臨床実習施設(B 6.2.2)
 - 学生の臨床実習の指導者(B 6.2.3)

特記すべき良い点（特色）

- 学生を全国の事業所に派遣して行う「産業医学現場実習」を取り入れ、全国の産業医が非常勤講師として学生を指導していることは評価できる。

改善のための助言

- 各学生が適切な臨床経験を積めるように、臨床実習で実際に経験できる疾患および患者数を把握し、十分な臨床資源を確保すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 医療を受ける患者や地域住民の要請に応えているかどうかの視点で、臨床実習施設を評価、整備、改善すべきである。(Q 6.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 地域住民のニーズを把握し、大学および学外の臨床実習施設を評価、整備、改善することが期待される。

6.3 情報通信技術

基本的水準： 適合

医学部は、

- 適切な情報通信技術の有効かつ倫理的な利用と、それを評価する方針を策定して履行しなければならない。(B 6.3.1)
- インターネットやその他の電子媒体へのアクセスを確保しなければならない。(B 6.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- ・ 学生によるICTの利用状況を把握し、電子教材の有効利用につなげるべきである。

質的向上のための水準：部分的適合

医学部は、

- ・ 教員および学生が以下の事項についての既存の ICT や新しく改良された ICT を使えるようにすべきである。
 - ・ 自己学習(Q 6.3.1)
 - ・ 情報の入手(Q 6.3.2)
 - ・ 患者管理(Q 6.3.3)
 - ・ 保健医療提供システムにおける業務(Q 6.3.4)
- ・ 担当患者のデータと医療情報システムを、学生が適切に利用できるようにすべきである。(Q 6.3.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 臨床実習において、学生が患者情報にアクセスし、適切に利用できることが望まれる。

6.4 医学研究と学識

基本的水準：適合

医学部は、

- ・ 教育カリキュラムの作成においては、医学研究と学識を利用しなければならない。(B 6.4.1)
- ・ 医学研究と教育が関連するように育む方針を策定し、履行しなければならない。(B 6.4.2)
- ・ 研究の施設・設備と重要性を記載しなければならない。(B 6.4.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 研究の施設・設備と重要性に関する情報を学生にさらに周知すべきである。

質的向上のための水準：適合

医学部は、

- ・ 以下の事項について医学研究と教育との相互関係を担保すべきである。

- 現行の教育への反映(Q 6.4.1)
- 学生が医学研究や開発に携わることの奨励と準備(Q 6.4.2)

特記すべき良い点（特色）

- 学修成果に産業医学における研究に携わることが定められ、実践されている。

改善のための示唆

- なし

6.5 教育専門家

基本的水準： 適合

医学部は、

- 必要な時に教育専門家へアクセスできなければならない。(B 6.5.1)
- 以下の事項について、教育専門家の利用についての方針を策定し、履行しなければならない。
 - カリキュラム開発(B 6.5.2)
 - 教育技法および評価方法の開発(B 6.5.3)

特記すべき良い点（特色）

- 「医学教育改革推進センター」を設置し、医学教育全般の改善に役立てている。

改善のための助言

- カリキュラム開発や教育技法および評価方法の開発について、教育専門家としての「医学教育改革推進センター」の利用の方針を策定し、履行すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教職員の教育能力向上において学内外の教育専門家が実際に活用されていることを示すべきである。(Q 6.5.1)
- 教育評価や医学教育分野の研究における最新の専門知識に注意を払うべきである。(Q 6.5.2)
- 教職員は教育に関する研究を遂行すべきである。(Q 6.5.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 医学教育に関する重要な情報を、学内の教員に広く周知し、教職員の教育能力向上をさらに図ることが期待される。

6.6 教育の交流

基本的水準： 適合

医学部は、

- 以下の方針を策定して履行しなければならない。
 - 教職員と学生の交流を含め、国内外の他教育機関との協力(B 6.6.1)
 - 履修単位の互換(B 6.6.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 国内外の他教育機関との交流をより一層充実すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 適切な資源を提供して、教職員と学生の国内外の交流を促進すべきである。(Q 6.6.1)
- 教職員と学生の要請を考慮し、倫理原則を尊重して、交流が合目的に組織されることを保障すべきである。(Q 6.6.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 教職員と学生による国際交流を促進するため、プログラムと支援組織を充実させることが望まれる。

7. 教育プログラム評価

概評

「IR推進センター」で収集・分析した入試成績と入学後成績、卒業生の進路情報を入試委員会にフィードバックし、学生の選抜方法などの検討・改善に活用している。

教学に関わる各委員会の役割分担を明確にし、カリキュラムを定期的にモニタする方法を確立すべきである。意図した学修成果（コンピテンス・コンピテンシー）の達成度に基づき、カリキュラムとその構成要素および学生の進歩を評価し、教育プログラムの課題を特定し対応すべきである。教育プログラムの評価結果を確実にカリキュラムに反映すべきである。教員と学生へのアンケート調査など、教育プログラムに関する系統的なフィードバックを定期的実施し、分析結果をカリキュラム改善に反映すべきである。使命と意図した学修成果、カリキュラムおよび資源の提供に関して、学生と卒業生の実績を系統的にモニタする方法を確立し、分析すべきである。プログラム評価委員会に学生の代表を構成員として規定すべきである。

7.1 教育プログラムのモニタと評価

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラムの教育課程と学修成果を定期的にモニタするプログラムを設けなければならない。(B 7.1.1)
- 以下の事項について教育プログラムを評価する仕組みを確立し、実施しなければならない。
 - カリキュラムとその主な構成要素(B 7.1.2)
 - 学生の進歩(B 7.1.3)
 - 課題の特定と対応(B 7.1.4)
- 評価の結果をカリキュラムに確実に反映しなければならない。(B 7.1.5)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- プログラム評価委員会およびカリキュラム委員会をはじめとする教学に関する委員会の役割分担を明確にし、教学IRデータに基づいた内部質保証を確実に実動すべきである。
- カリキュラムを定期的にモニタする方法を確立し、教育プログラムを評価すべきである。
- 意図した学修成果（コンピテンス・コンピテンシー）の達成度に基づき、カリキュラムとその構成要素および学生の進歩を評価し、教育プログラムの課題を特定し対応すべきである。
- 教育プログラムの評価結果を確実にカリキュラムに反映すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 以下の事項について定期的に、教育プログラムを包括的に評価すべきである。
 - 教育活動とそれが置かれた状況(Q 7.1.1)
 - カリキュラムの特定の構成要素(Q 7.1.2)
 - 長期間で獲得される学修成果(Q 7.1.3)
 - 社会的責任(Q 7.1.4)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- カリキュラムの特定の構成要素を定期的に分析し、教育プログラムを包括的に評価することが望まれる。
- 卒前から卒後にわたる学修成果の達成度の分析に基づき、教育プログラムを包括的に評価することが望まれる。

7.2 教員と学生からのフィードバック

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 教員と学生からのフィードバックを系統的に求め、分析し、対応しなければならない。(B 7.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 教員と学生へのアンケート調査など、教育プログラムに関する系統的なフィードバックを定期的に実施し、分析結果をカリキュラム改善に反映すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- フィードバックの結果を利用して、教育プログラムを開発すべきである。(Q 7.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 教員と学生からの系統的なフィードバックの分析結果を、教育プログラムの開発に活用することが望まれる。

7.3 学生と卒業生の実績

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 次の項目に関して、学生と卒業生の実績を分析しなければならない。
 - 使命と意図した学修成果(B 7.3.1)
 - カリキュラム(B 7.3.2)
 - 資源の提供(B 7.3.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 使命と意図した学修成果、カリキュラムおよび資源の提供に関して、学生と卒業生の実績を系統的にモニタする方法を確立し、分析すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 以下の項目に関して、学生と卒業生の実績を分析すべきである。
 - 背景と状況(Q 7.3.1)
 - 入学時成績(Q 7.3.2)
- 学生の実績の分析を使用し、以下の項目について責任がある委員会へフィードバックを提供すべきである。
 - 学生の選抜(Q 7.3.3)
 - カリキュラム立案(Q 7.3.4)
 - 学生カウンセリング(Q 7.3.5)

特記すべき良い点（特色）

- 「IR推進センター」で収集・分析した入試成績と入学後成績、卒業生の進路情報などを該当する委員会にフィードバックし、学生の選抜方法などの検討・改善に活用している。

改善のための示唆

- 卒業生の背景と状況を把握するための系統的な調査を実施し、分析することが望まれる。

7.4 教育の関係者の関与

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 教育プログラムのモニタと評価に教育に関わる主要な構成者を含まなければならない

い。(B 7.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ プログラム評価委員会に学生の代表を構成員として規定すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 広い範囲の教育の関係者に、
 - 課程および教育プログラムの評価の結果を閲覧することを許可すべきである。(Q 7.4.1)
 - 卒業生の実績に対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.2)
 - カリキュラムに対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 広い範囲の教育の関係者へ、教育プログラムの評価結果の閲覧を許可することが望まれる。
- ・ 卒業生の勤務する病院などから、学修成果の達成度およびカリキュラムに関する系統的なフィードバックを得ることが期待される。

8. 統轄および管理運営

概評

産業医学政策や地域医療に関し、行政や地域社会と建設的な交流を持っていることは評価できる。

教学に関する各委員会および「医学教育改革推進センター」の位置づけと責任範囲をより明確にすべきである。統轄する委員会組織に、学生や卒業生を含む広い範囲の教育の関係者からの意見を、さらに反映させることが望まれる。教育資源の分配においては、教育業績も踏まえた教育上の要請に沿って配分すべきである。事務職員および専門職員をより適切に配置し、教育プログラムと関連の活動を支援すべきである。事務組織においても、教学にかかわるSDをさらに充実することが望まれる。

8.1 統轄

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- その統轄する組織と機能が、大学内での位置づけを含み、規定されていない。(B 8.1.1)

特記すべき良い点（特色）

・ なし

改善のための助言

- ・ 教学に関する各委員会および「医学教育改革推進センター」の位置づけと責任範囲をより明確にすべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 統轄する組織として、委員会組織を設置し、下記の意見を反映させるべきである。
 - 主な教育の関係者(Q 8.1.1)
 - その他の教育の関係者(Q 8.1.2)
- 統轄業務とその決定事項の透明性を確保するべきである。(Q 8.1.3)

特記すべき良い点（特色）

・ なし

改善のための示唆

- ・ 統轄する委員会組織に、学生や卒業生を含む広い範囲の教育の関係者からの意見を、さらに反映させることが望まれる。

8.2 教学のリーダーシップ

基本的水準： 適合

医学部は、

- 医学教育プログラムを定め、それを運営する教学のリーダーシップの責務を明確に示さなければならない。(B 8.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 医学教育プログラムを運営する教学のリーダーシップの責務をより明確に示すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 教学におけるリーダーシップの評価を、医学部の使命と学修成果に照合して、定期的に行うべきである。(Q 8.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- 学長、副学長、医学部長は、常勤監事による教学関係の業務監査を毎年実施している。

改善のための示唆

- 教学におけるリーダーシップの責務に対する評価を、医学部の使命と学修成果に照合して行うことが望まれる。

8.3 教育予算と資源配分

基本的水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムを遂行するための教育関係予算を含み、責任と権限を明示しなければならない。(B 8.3.1)
- カリキュラムの実施に必要な資源を配分し、教育上の要請に沿って教育資源を分配しなければならない。(B 8.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 教育資源の配分においては、インフラ整備も含め教育業績も踏まえた教育上の要請に沿って配分すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 意図した学修成果を達成するために、教員の報酬を含む教育資源配分の決定について適切な自己決定権をもつべきである。(Q 8.3.1)
- 資源の配分においては、医学の発展と社会の健康上の要請を考慮すべきである。(Q 8.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- 社会の産業医学への要請を考慮して、教育資源の配分を行っている。

改善のための示唆

- なし

8.4 事務と運営

基本的水準： 適合

医学部は、

- 以下を行うのに適した事務職員および専門職員を配置しなければならない。
 - 教育プログラムと関連の活動を支援する。(B 8.4.1)
 - 適切な運営と資源の配分を確実に実施する。(B 8.4.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 事務職員および専門職員をより適切に配置し、教育プログラムと関連の活動を支援すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 定期的な点検を含む管理運営の質保証のための制度を作成し、履行すべきである。(Q 8.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 事務組織においても、教学にかかわるSDをさらに充実することが望まれる。

8.5 保健医療部門との交流

基本的水準： 適合

医学部は、

- 地域社会や行政の保健医療部門や保健医療関連部門と建設的な交流を持たなければならない。(B 8.5.1)

特記すべき良い点（特色）

- 産業医学政策や地域医療に関し、行政や地域社会と建設的な交流を持っていることは評価できる。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- スタッフと学生を含め、保健医療関連部門のパートナーとの協働を構築すべきである。(Q 8.5.1)

特記すべき良い点（特色）

- 産業保健に関して保健医療関連部門との協働が構築されている。

改善のための示唆

- なし

9. 継続的改良

概評

2006年度、2013年度、2020年度に大学基準協会による機関別認証評価を受けた。教学に関する各種委員会および「IR推進センター」を設置し、新カリキュラムの導入、学修成果の制定などを行っている。

教育プログラムの教育課程、構造、内容、学修成果/コンピテンシー、評価ならびに学修環境を定期的に見直し、改善する方法を整理・策定し、教学に関する継続的改良を確実に行うべきである。

基本的水準： 適合

医学部は、活力を持ち社会的責任を果たす機関として

- 教育(プログラム)の教育課程、構造、内容、学修成果/コンピテンシー、評価ならびに学修環境を定期的に見直し、改善する方法を策定しなくてはならない。(B 9.0.1)
- 明らかになった課題を修正しなくてはならない。(B 9.0.2)
- 継続的改良のための資源を配分しなくてはならない。(B 9.0.3)

特記すべき良い点(特色)

- 教学に関する各種委員会および「IR推進センター」を設置し、新カリキュラムの導入、学修成果の制定などを行っている。

改善のための助言

- 教育プログラムの教育課程、構造、内容、学修成果/コンピテンシー、評価ならびに学修環境を定期的に見直し、改善する方法を整理・策定し、教学に関する継続的改良を確実に行うべきである。

質的向上のための水準： 評価を実施せず

医学部は、

- 教育改善を前向き調査と分析、自己点検の結果、および医学教育に関する文献に基づいて行うべきである。(Q 9.0.1)
- 教育改善と再構築は過去の実績、現状、そして将来の予測に基づく方針と実践の改定となることを保証するべきである。(Q 9.0.2)
- 改良のなかで以下の点について取り組むべきである。
 - 使命や学修成果を社会の科学的、社会経済的、文化的発展に適応させる。(Q 9.0.3)(1.1 参照)
 - 卒後の環境に必要とされる要件に従って目標とする卒業生の学修成果を修正する。修正には卒後研修で必要とされる臨床技能、公衆衛生上の訓練、患者ケアへの参画を含む。(Q 9.0.4)(1.3 参照)
 - カリキュラムモデルと教育方法が適切であり互いに関連付けられているように調整する。(Q 9.0.5)(2.1 参照)
 - 基礎医学、臨床医学、行動および社会医学の進歩、人口動態や集団の健康/疾患特性、社会経済および文化的環境の変化に応じてカリキュラムの要素と要素

間の関連を調整する。最新で適切な知識、概念そして方法を用いて改訂し、陳旧化したものは排除されるべきである。(Q 9.0.6) (2.2 から 2.6 参照)

- 目標とする学修成果や教育方法に合わせた評価の方針や試験回数を調整し、評価方法を開発する。(Q 9.0.7) (3.1 と 3.2 参照)
- 社会環境や社会からの要請、求められる人材、初等中等教育制度および高等教育を受ける要件の変化に合わせて学生選抜の方針、選抜方法そして入学者数を調整する。(Q 9.0.8) (4.1 と 4.2 参照)
- 必要に応じた教員の採用と教育能力開発の方針を調整する。(Q 9.0.9) (5.1 と 5.2 参照)
- 必要に応じた(例えば入学者数、教員数や特性、そして教育プログラム)教育資源の更新を行う。(Q 9.0.10) (6.1 から 6.3 参照)
- 教育プログラムのモニタと評価の過程を改良する。(Q 9.0.11) (7.1 から 7.4 参照)
- 社会環境および社会からの期待の変化、時間経過、そして教育に関わる多方面の関係者の関心に対応するために、組織や管理・運営制度を開発・改良する。(Q 9.0.12) (8.1 から 8.5 参照)